

独創的な技術やアイデアをもとに、県内での新規創業や
中小企業が取り組む事業に係る経費の一部を助成します！

～令和7年度『ベンチャー企業創出事業』募集のお知らせ～

概要

◆ベンチャー企業創出事業とは？

★自らの独創的な技術やアイデアをもとに創業する者および創業間もない中小企業に取り組む事業に対し、必要な経費への助成支援を行い、新潟県内における起業家・知的資源の定住を促進し、新産業の創出を図ることを目的としています。

■対象者

- (1)創業事業計画に基づき県内で創業する者
 - (2)県内に本社があり、創業事業計画に基づく事業を営み、決算を5期終えていない中小企業者
- ※個人事業から法人成りを行った場合、個人事業を立ち上げた時点を創業と見なします。
※同一事業計画による、国(独立行政法人を含む)や市町村等の補助金との併用はできません。

■対象事業

- 自らの独創的な技術やアイデアによる事業で、次に掲げる事項に該当する成果が期待される事業
- ・県内企業の活性化につながるもの
 - ・県内において新たな雇用を創出するもの
 - ・県内経済の向上に著しい効果が見込まれるもの

■助成対象期間

交付決定日から最長1年間

■助成限度額と助成率

助成限度額:上限500万円
助成率:2/3以内

■助成対象経費

事業所の増改築費、機械装置・工具器具備品費、原材料費、外注加工費、賃借料、広告宣伝費、市場調査費など、創業期に必要な経費

■採択方法

書類審査を通過した事業計画について、オンライン上、または審査会場(予定)でプレゼンテーションを行っていただき採否を決定します。

■募集期間

令和7年7月28日(月)～令和7年9月8日(月) 17:00必着

■応募方法

所定の助成金交付申請書(創業事業計画書)を作成し、その他必要書類を添付のうえ、提出してください。

■問い合わせ・申請書提出先

(公財)にいがた産業創造機構 産業創造グループ 起業・創業支援チーム 入澤
〒950-0078 新潟市中央区万代島5番1号 万代島ビル11階
TEL 025-246-0051(直通) / FAX 025-246-0030 / <https://www.nico.or.jp>

※詳しい募集案内、申請書類はNICOのホームページ(<https://www.nico.or.jp>)からダウンロードできます。